

菊池市告示第 159 号

菊池市定住促進空き家改修補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 7 月 5 日

菊池市長 江 頭 実

菊池市定住促進空き家改修補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、菊池市定住促進空き家改修補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成 19 年規則第 1 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、40 歳以下の者が本市へ定住することを目的に購入した空き家の改修に要する経費に対して補助金を交付することにより、空き家を活用した若い世代の定住促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 菊池市空き家バンク制度実施要綱(令和 2 年告示第 157 号。以下「空き家バンク実施要綱」という。)第 2 条第 4 号に規定する空き家バンク(以下「空き家バンク」という。)に登録された空き家をいう。
- (2) 利用登録者 空き家バンク実施要綱第 7 条に規定する利用登録者をいう。
- (3) 所有者等 空き家バンク実施要綱第 2 条第 3 号に規定する所有者等をいう。

(補助対象者)

第 4 条 この補助金の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家バンクを利用して空き家を購入した者
 - (2) 年齢が 40 歳以下の者(交付申請日時点)
 - (3) 購入した空き家の所有権移転登記が完了している者
 - (4) 購入前の空き家の所有者等が、補助対象者の 3 親等以内の親族でない者
 - (5) 市区町村民税の未納がない者
 - (6) この補助金に係る改修に関して、国、県又は市の制度による他の補助金等の交付を受けていない者
 - (7) この補助金の交付の日から 1 月以内に当該空き家に住所を有し、以後 3 年以上本市に定住する意思を有する者
 - (8) 補助対象者及びその同居する家族が、菊池市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でない者
- (補助対象事業及び補助対象経費)

第 5 条 この補助金の補助対象事業は、空き家バンクを利用して購入した空き家であつて、かつ、入居前又は入居後 1 年以内に行われる当該空き家の機能の維持及び向上を

図るために行われる改修工事とする。

2 この補助金の補助対象経費は、前項に規定する改修工事のうち、当該空き家のトイレ、風呂、台所等の生活するために必要な改修に要する経費とする。

3 補助対象者は、当該交付決定があつた日の属する年度の3月15日までに、補助対象事業を完了しなければならない。

(補助対象事業の施工業者)

第6条 補助対象事業の施工業者は、地域活性化を図ることを目的に、菊池市内に本社、本店、支店及び営業所を有する法人又は個人事業所に限るものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、規則第3条第2項に定める交付基準の補助率にかかわらず、補助対象経費の3分の2とし、30万円を上限として、予算の範囲内で市長が定めるものとする。ただし、この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、当該補助対象者(その同居する家族を含む。)につき1回限りとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書及びその添付書類のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図及び現況写真
- (2) 工事費用の見積書
- (3) 工事の図面(平面図・立面図・展開図等)
- (4) 空き家(建物及びその敷地)の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (5) 身分証明書の写し
- (6) 市区町村民税の未納がない証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の着手)

第9条 補助対象者は、当該交付決定があつた後でなければ補助対象事業の工事に着手してはならない。補助対象事業の変更工事の着手についても、当該変更交付決定があつた後でなければ行ってはならない。

(実地調査及び指導)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業が適正に行われているかについて、補助対象者に状況報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

2 市長は、前項の規定による状況報告又は実地調査を行った結果、必要があると認めるときは、補助対象者に指導を行い、補助対象事業が適正に行われるよう是正を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による指導に補助対象者が従わないときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、規則第10条に規定する事業実績報告書及びその添付書類のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 工事費用の明細書及び領収書の写し
- (3) 工事の施工前及び施工後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱等に違反していることが認められたとき。
- (3) 補助金の交付の日から起算して3年未満に、正当な理由なく空き家を取り壊し、又は売却したとき。
- (4) 補助金の交付の日から起算して3年未満に、正当な理由なく空き家を退去したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が取り消すべき理由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命じる額は、同項第1号、第2号又は第5号に該当するときは補助金の全額とし、第3号又は第4号に該当するときは交付の確定日以後の年数に応じ、次に定める額とする。

- (1) 1年以内のとき 補助金の全額
- (2) 1年を超え2年以内のとき 補助金の3分の2の額
- (3) 2年を超え3年以内のとき 補助金の3分の1の額

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。